

本市に於けるVOC室内濃度測定要領

1 測定対象物質

- ・ ホルムアルデヒド
- ・ トルエン
- ・ キシレン
- ・ エチルベンゼン
- ・ スチレン

2 測定方法

- ・ 測定方法は、パッシブ型採取機器を用いて行う。
- ・ 測定を行う前に測定対象室のすべての窓及び扉(造付家具, 押入等の収納部分の扉を含む。)を開放し, 30 分間換気する。
- ・ その後, 測定対象室のすべての窓及び扉(造付家具, 押入等の収納部分の扉を除く。)を閉鎖し, 8 時間または 24 時間の測定を行う。
- ・ 上記の間, 換気設備及び空気調和設備は稼働させたままとする。ただし, 局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
- ・ 測定値が指針値を超えた室については, 発散源を特定し, 換気等の措置を講じた後, 再度測定を行う。

3 測定対象室

- ・ 測定対象物質を含有する建材, 接着剤, 塗料を使用した室及び家具, 備品類を設置した室のうち, 事務室, 会議室, その他の主要な室及び継続的な換気が見込まれない居室で代表的な室を測定対象室とする。
- ・ 測定箇所数は概ね各室面積 50 m²毎に 1 箇所以上となるよう設定したうえで, 各箇所を同時に測定する。